

# 5月24日(日)は、 鹿沼市長選挙 の投票日です



選挙管理委員会事務局選挙係 ☎(63)2154

私たちが暮らす地域の代表を私たちの手で選ぶための大切な選挙です。私たちの一票が、私たちの暮らしを豊かにし、より良い鹿沼市をつくる原動力になります。

一人一人が主権者としての自覚をもち、積極的に投票に参加しましょう。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

投票所や開票所において、消毒液の設置や、換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力ください。また、投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票をおすすめします。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

| 投票所                      | 受付時間        |
|--------------------------|-------------|
| 第1～19、22、41～54、71～73 投票所 | 午前7時～午後8時まで |
| 第20、21、23～40、55～70 投票所   | 午前7時～午後6時まで |

## 投票できる人

18歳以上の国民で、鹿沼市の選挙人名簿に登録されている人(次の①②をいずれも満たす人)

- ①平成14年5月25日以前に生まれた人
- ②令和2年2月16日以前に鹿沼市の住民票が作成され、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人

※公職選挙法の規定により、選挙権のない人は投票できません。

※投票日までに市外へ転出した人は本選挙の選挙権がなくなります。

## 選挙公報

選挙公報は、候補者の情報等が掲載されたもので、新聞折り込みにより各家庭に配布します。新聞を購読していない世帯には、郵送しますので、選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

また、市役所・各コミュニティセンター等への設置も行います。投票日前日になっても投票所入場券が届かない場合は、お問い合わせください。

## 開票

とき 5月24日(日)午後9時～

ところ TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)

## 投票所入場券

2人連記式です。投票所入場券は告示日(5月17日(日))以降に郵送します。

投票日には自分の氏名が記載された投票所入場券を切り取り持参してください。

4月15日以降に、転居(市内での住所移転)した人は、前住所地の投票所での投票になります。

## 入場券を紛失したとき、手元に届かないときは

投票所入場券は、棄権防止・投票所での整理等の方法の一つであり、投票時に必ず持参する必要があるものではありません。

選挙人名簿に登録されていれば、入場券がなくても、指定された投票所で投票できます。投票所の係員に申し出てください。

投票日前日になっても入場券が届かない場合は、お問い合わせください。

## 期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事がある人は、次の場所で期日前投票ができます。投票所入場券が届いていれば持参してください。なお、入場券がなくても投票できます。

| 期日前投票所      | 受付日時                           |
|-------------|--------------------------------|
| 市役所 本館玄関ホール | 5月18日(月)～23日(土) 各日午前8時30分～午後8時 |
| 各コミュニティセンター | 5月18日(月)～22日(金) 各日午前8時30分～午後5時 |
| まちの駅 新・鹿沼宿  | 5月21日(休)・22日(金) 各日午前10時～午後5時   |

### 市役所にお越しの際の駐車場について

現在、新庁舎整備工事に伴い、本庁舎敷地内の駐車場が使用できません。

市役所に車でお越しの際は、第1駐車場(御殿山公園駐車場)、第2駐車場(東館跡地)、第3駐車場(御殿山会館別館跡地)をご利用ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



## 期日前投票は各コミュニティセンターでも受け付けています

本庁舎敷地内駐車場の変更により、期日前投票期間中は、市役所駐車場の混雑が予想されます。

期日前投票は、各コミュニティセンターや、まちの駅 新・鹿沼宿でも受け付けています(受付日時は会場によって異なります)。混雑緩和のため、市役所以外の会場をご活用ください。

## 不在者投票

次の人は不在者投票ができます。

- ①都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している人  
⇒入居中の施設で投票ができます。施設長に申し出てください。
- ②長期出張中の人  
⇒滞在地の選挙管理委員会では不在者投票できません。選挙管理委員会事務局に投票用紙等を請求してください。
- ③身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の要件に該当する人や介護保険の要介護状態区分が要介護5の人  
⇒郵便等による不在者投票をすることができます。事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。投票用紙等の請求は、5月20日(水)午後5時までに選挙管理委員会事務局(市役所新館5階)にある請求書に郵便等投票証明書を添えて請求してください。

## 代理投票

身体に支障等があり、字を書くことが困難な人は、投票日当日に投票所で申し出てください。

補助者が立ち会いの上、代筆します。補助者は口外しませんので、安心してお申し出ください。

市公式Twitterで、選挙に関する情報を発信するほか、市ホームページで投票率や開票状況の速報を確認することができます。



※選挙割キャンペーンについては、22ページをご覧ください。